



2026年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業
調査レポート

ニューヨーク州における
事業進出マニュアル
ービザー

(2026年3月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
ニューヨーク事務所

海外展開支援部

目次

はじめに	1
1. 短期滞在ビザ.....	2
1.1 ビザウェーバー	2
1.2 B-1 ビザ（短期商用）	3
1.3 ビザ VS ビザウェーバーの選択.....	4
2. 就労ビザ.....	5
2.1 就労資格の種類.....	5
2.2 E ビザ（貿易駐在員・投資駐在員）	6
2.3 L ビザ（企業内転勤者）	8
2.4 H-1B ビザ（専門職）	10
3. 入国手続き	11
3.1 I-94	12
3.2 ビザと滞在期間（I-94）の関係.....	12
4. 入国後の手続き	13
4.1 社会保障番号の申請	13
4.2 運転免許証の申請.....	14
4.3 就労者の同伴家族.....	14
4.4 外国人登録義務	15
4.5 住所変更届（AR-11）	15
5. よくある質問（Q&A）	16

はじめに

多くの日本企業は、米国進出にあたり会社設立や税法を十分に検討し、緻密なビジネスプランを計画しています。一方で、進出直前になってビザが取得できず計画の見直しを余儀なくされるケースがみられます。事前の短期渡航やビザ取得・更新に係る申請など、就労に係わる手続きは米国で事業を円滑に進める上で重要です。

本報告書では、米国での短期滞在や就労に必要な代表的なビザについて、取得や更新手続きにおける注意点などを解説します。

なお、本報告書の内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所が現地法律事務所 RBL Partners, PLLC に作成委託し、2026年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび RBL Partners, PLLC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび RBL Partners, PLLC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ニューヨーク事務所

E-mail : NYA@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班

E-mail : Platform-bda@jetro.go.jp



1. 短期滞在ビザ

1.1 ビザウェーバー

日本人渡航者は、ビザウェーバー（ビザ免除プログラム：Visa Waiver Program）で米国に入国し、90日までの米国滞在が可能となります。90日以内の観光や短期商用の目的で渡米する場合はビザの取得が免除されるため、これまで多数の日本人がビザウェーバーを利用しています。

ビザウェーバーで渡米するには、日本人渡航者は以下の条件をすべて満たさなければなりません。

- 90日以上の有効期限が残っている機械読取式パスポート（IC旅券）を所持
- 往復または次の目的地までの航空券を所持
- 電子渡航認証システム（ESTA）による承認（下記①参照）

注意事項

ビザウェーバー訪問者は、90日を超えて滞在期間を延長することができず、渡米後に他のビザへ変更することは許されていません。ビザウェーバーで渡米した訪問者が一日でも違法滞在してしまうと、次回からビザウェーバーを利用することができなくなるため、必ず90日の滞在期限を守らなくてはなりません。また、訪米中にカナダやメキシコ、近隣のカリブ諸島へ立ち寄った場合は、そこで過ごした日数も90日間のうちに含まれます。

① ESTA（電子渡航認証システム）申請方法

ビザウェーバー訪問者は、予め渡航前に米国税関・国境取締局（U.S. Customs and Border Protection：CBP）よりESTA渡航認証（Electronic System for Travel Authorization：ESTA）の取得が義務付けられています。ESTA申請・承認は、[オンライン](http://esta.cbp.dhs.gov)（esta.cbp.dhs.gov）で行われ、申請時に40ドルの申請料金を支払わなければなりません。渡航希望者が必要事項を記入して申請すると、照会は通常数秒程度で終わり、（1）承認（2）保留（3）拒否、のいずれかの結果となります。（1）の場合は問題なく渡航可能ですが、（2）の場合は72時間以内に最終的な結果が通知されます。（3）の場合は、渡航希望者のバックグラウンドに何らかの問題があるという理由でビザウェーバーでは渡航ができませんので、最寄りの大使館・領事館でビザの申請が必要です。

ESTAが一度承認されると2年間有効となります。パスポートが2年以内に失効する場合には、その期限まで有効です。また渡航者がパスポートを新規取得したり、名前・性別・国籍のいずれかを変更した場合や前回のESTAを申請した際の質問（はい、いいえ）の回答に変更が生じた場合も再申請が必要です。

ESTAの申請が拒否された場合、渡米のためには在日米国大使館・領事館でビザを申請しなければなりません。ESTAが拒否される主な理由は、（1）犯

罪歴・逮捕歴がある、(2) 米国ビザ却下歴がある、(3) 米国入国拒否や不法滞在歴がある、などが考えられます。

次の日本人渡航者はビザウェーバーでの渡航資格がないため、渡米前にビザを申請しなければなりません¹。

- 2011年3月1日以降に北朝鮮、イラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方（特例あり）。
- キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者の方。
- 2021年1月12日以降にキューバに渡航または滞在したことがある方。

② ビザウェーバーで認められる活動内容

ビザウェーバー訪問者の米国内での活動は、90日以内の短期商用や観光に限られます。具体的には、(1) 商用：取引先との会合、科学、教育、専門、ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉、(2) 観光・旅行：旅行、休暇、娯楽、友人や親族の訪問、休養、治療、同窓会や社交、奉仕活動など、および報酬を伴わない音楽やスポーツなどイベントあるいはコンテストのアマチュア参加、(3) 通過：米国を通過するなどの活動が認められています。

1.2 B-1 ビザ（短期商用）

B-1 ビザは、短期商用を目的として米国に入国する訪問者用のビザです。米国を源泉とする給与、またはその他の報酬を受領しない商用を目的としている訪問者が対象となります。

① B-1 ビザのメリット・デメリット

ビザウェーバー利用による90日の滞在リミットに比べ、B-1 ビザの訪問者は一回の滞在が最長180日まで認められるメリットがあります。また、渡米後に米国内で滞在期限の延長や、ほかのビザへの変更が可能です。ただし、B-1 ビザを取得するには、最寄りの在日米国大使館・領事館でビザの申請が必要となります。また、B-1 ビザ訪問者の滞在期間は、入国時に米国の入国審査官が決定するので、必ずしも180日の滞在期限が与えられるとは限りません。

② B-1 ビザで認められる活動内容

B-1 ビザ訪問者は、米国内での就労は一切認められていません。B-1 ビザで認められている活動内容は、あくまでも報酬を受領しない商用に限られており、例として取引先との会合、会議への参加、契約交渉、財産の処理などがあります。

以下はB-1 ビザで認められている短期商用の事例です。

¹ <https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/esta-information-ja/>

<事例 1> 販売

米国で催される展示会のために渡米する訪問者で、展示ブースの設営、サンプルの陳列、契約書の署名、日本で製作・搬送される製品の受注等は B-1 ビザが該当します。ただし、米国で製造されたものを実際に販売、受注することはできません。

<事例 2> 研究

個人で研究することが目的で、米国を源泉とする報酬を一切受けず、研究結果が米国機関の利益にならない場合は、B-1 ビザが該当します。ただし、研究結果が米国機関にとって有益な場合や、米国から何らかの報酬を受ける場合は、ほかのビザが必要となります。

<事例 3> 投機的事業

米国進出を検討している日本企業の社員が、事業候補地や賃貸物件等の調査のために渡米する場合、B-1 ビザが該当します。ただし、B-1 訪問者は事業運営を目的として米国に長期滞在することはできないので、事業の運営が開始してからでは就労ビザの取得が必要となります。

注意事項

B-1 ビザ訪問者に支払われる報酬は、帰属元の日本側から支払われなければなりません。

③ 入国時の注意点

B-1 ビザは通常、10年の期限で発給されますが、ビザの有効期間と滞在期間は同じではないので注意が必要です。米国へ入国した際に、入国審査官が米国における滞在期間を決定します。B-1 ビザでの一回の渡米は最長 180 日まで認められています。ただし、入国審査官の裁量によって滞在期間は判断されるので、滞在期限が短くなってしまうこともあります。

注意事項

米国へ到着後、入国審査官から滞在目的や活動の詳しい説明を求められることが多いので、滞在目的を説明した手紙や短期滞在を証明できる資料を携帯されることをお勧めします。

1.3 ビザ VS ビザウェーバーの選択

ビザウェーバーで認められている活動範囲は、B-1 ビザと変わらないため、多くの日本人渡航者の場合、90 日以内の訪問であればビザウェーバーでの渡米を選択しています。

一般的に、B-1 ビザの取得が必要なのは次のような場合が考えられます。

1. 継続して 90 日以上（180 日未満）の米国滞在が必要となる場合。
2. 渡米後、米国を出国せずに滞在期間の延長や滞在資格の変更を希望する場合。

3. ビザウェーバーが利用できない場合（例：ビザウェーバー対象国の市民でない方、ビザウェーバーで渡航資格がない方、犯罪歴・逮捕歴のある方、過去に入国拒否や不法滞在歴がある方、あるいは ESTA が承認されなかった方など）。

2. 就労ビザ

2.1 就労資格の種類

米国で一時的に就労することを希望する場合は、就労ビザが必要となります。就労ビザの種類は多岐に渡りますが、日本人に最も多く利用されている就労ビザ 3 種類（E ビザ・L ビザ・H-1B）について解説をします。

就労ビザ	申請資格	申請方法	ビザの有効期限・上限
E-1 / E-2	重役・管理職、または米国の事業遂行に必要な不可欠な高度な専門知識・スキルをもつ社員	在日米国大使館へ査証（ビザ）申請	5 年（何度でも更新可能）
L-1A / L-1B	L-1A: 重役・管理職 L-1B: 専門技術職 米国外のグループ会社にて最低 1 年以上、重役・管理職、または専門技術職として勤務し、米国グループ会社にて重役・管理職、または専門技術職として勤務する社員。	(1) 米国移民局（以下「移民局」）へ申請 (2) 移民局の認可が下りた後、在日米国大使館で査証（ビザ）申請 <注意>ブランク L プログラム（詳細は P.10 ⑤参照）の場合、移民局の申請は不要。	L-1A: 5 年+2 年=計 7 年 L-1B: 5 年 <注意> ビザ自体は 5 年ごとに発行されるが、就労許可は初回 3 年・更新は 2 年毎に必要。
H-1B	専門職（4 年制大学の学位保持者またはそれに相当する職務経験者）	(1) 移民局へ申請 (2) 移民局の認可が下りた後、在日米国大使館で査証（ビザ）申請	3 年+3 年=計 6 年 <注意>特例の永住権（グリーンカード）申請者は 6 年以降の延長可。

2.2 E ビザ（貿易駐在員・投資駐在員）

① 申請条件

E-1（貿易駐在員）・E-2（投資駐在員）ビザとは、日米友好通商航海条約に基づくビザで、米国法人における株式の過半数を日本人・日本企業が有する会社を対象となります。具体的には、以下の条件を満たす必要があります。

E-1/E-2の申請条件

- ビザ申請者が日本国籍であること。
- ビザ申請者の米国での勤務先となる会社の国籍は条約国、つまり日本国籍であること（米国法人株式の過半数を日本人、または日本企業が保有していること）。

注意事項

米国永住者はこの半数に含めることができません。

- ビザ申請者は管理職・重役、あるいは企業の運営に不可欠な高度な専門知識・スキルを有する人であること。
- 申請者はEビザの資格が終了後、米国を離れる意思があること。

E-1（貿易駐在員）の追加条件

- 国際貿易が相当額かつ継続したものであること。

注意事項

一度きりの日米間の取引のみでは、多額の取引であっても不十分です。

- 国際貿易の取引額の50%以上が日米二国間のものであること（第三国を経由する貿易は含まない）。

注意事項

日本以外の国と貿易が増え、日米二国間の貿易比率が50%未満になった場合、E-1ビザは無効とみなされます。

E-2（投資駐在員）の追加条件

- 投資が既に行われている、あるいは投資過程であること。
- 損失を伴う恐れがある投資であること。

注意事項

投資した資産を担保にした借入金は認められません。また、単純に銀行口座に資金を保有するだけでは不十分です。

- 投資が相当額であること。

注意事項

法律上、「相当額」の投資金額は定まっていますが、一定期間の事業を順調に運営できるだけの十分な金額が必要です。

- 投資は、収支を賄える小規模のものではなく、米国で雇用を生み、米国に経済効果をもたらすものであること。

<E-2 ビザの「投資」として認められるものの具体例>

- 設備投資
- 在庫の購入
- 事務機器や商品の購入
- オフィス賃貸の保証金

****創業初期段階の企業（スタートアップ）ならではの留意点****

スタートアップ企業が E ビザを申請する場合、長期間の事業実績を有する既存企業とは異なる審査上の留意点がいくつかあります。特に、E ビザ申請の時点で企業としての実態があり、すでに事業が開始されていることを示す証拠書類の提出が求められます（例：売上の有無、従業員の採用など）。また、スタートアップ企業はビザ取得上、実績が十分でない場合が多いため、今後の事業の成長性についても厳しく審査されます。そのため、現実的な売上予測や雇用計画を示すことが重要になります。

② E ビザのメリット

ほかの就労ビザと比べ、E ビザは幾つかのメリットがあります。

- (1) ビザの有効期間は 5 年、以降は無期限に 5 年ごとの延長が可能。
- (2) 移民局の事前認可のプロセスを省き、直接在日米国大使館・領事館にてビザの申請が可能であるため、審査期間やコストの短縮が可能。
- (3) E ビザ就労者の配偶者は、就労が可能（L ビザも同様。詳細は P.15「4.3 就労者の同伴家族」参照）。

③ 申請方法・ビザ取得までの流れ

企業登録

E-1 ビザ・E-2 ビザの申請手続きは同様となります。初めて E ビザを申請する企業は、在日米国大使館・領事館にて企業登録手続きが必要となり、約 16~20 週間程度で企業登録事前審査が完了します。その後、ビザ申請者は大使館で面接を受け、問題がなければ約 1~2 週間程度でビザが発給されます。既に登録済みの企業であれば、事前審査は免除され、在日米国大使館・領事館にてビザ申請者が面接を受けることができます。

注意事項

企業登録の維持

登録された企業は、有効な E ビザを持っている社員が 1 人でもいる限り、通常企業登録は有効です。E ビザ保持者がいない期間が長くなると企業登録は無効とみなされる可能性がありますので注意が必要です。また登録された企業は、定期的に E ビザ申請書類に会社の財務情報や従業員情報を更新しなければなりません。

グリーンプログラム

登録された企業の規模によっては在日米国大使館・領事館よりグリーンプログラム該当企業として指定されます。グリーンプログラム該当企業のビザ申請書類は簡略化されます。

グリーンプログラム該当企業は、以下の3つの条件のうち、いずれか1つの条件を満たす企業となります。

- E ビザ登録企業が、米国籍ならびに永住権を持っている従業員を合計 500 人以上雇用している。
- E ビザ登録企業が、合計 10 億米ドル (US\$1 billion) の貿易取引額 (E-1) または、10 億米ドル (US\$1 billion) 以上の売上高 (E-2) がある。
- E ビザ登録企業の資産合計額が 1 億米ドル (US\$100 million) 以上ある。
(E ビザ登録企業の米国グループ会社も E ビザ登録済みであれば、上記に含むことができます)

④ ビザの期限・滞在期間

E ビザの有効期限は 5 年です。無期限にビザの延長が可能ですので、条件を満たしていれば 5 年ごとに何度でもビザの延長ができます。ただし、入国時に認められる滞在期間 (I-94 期限) は 2 年間ですので、少なくとも 2 年に一度は出国する必要があります。出国ができない場合、移民局へ滞在延長の手続きが必要となります。

米国内での E-1・E-2 ビザ保持者の滞在延長

入国時に認められた滞在期間 (I-94 期限) までに米国を出国できない場合、移民局 (USCIS—US Citizenship and Immigration Services) へ滞在延長申請 (I-94 延長) の手続きができます。I-94 期限までに、滞在延長の請願書 (I-129) を移民局が受理すれば、結果が届くまでは継続して米国に滞在 (最長 240 日の就労) することが可能です。移民局が滞在延長を許可した場合、I-797 認可証が発行され、I-94 の期限が 2 年間延長されます。

2.3 L ビザ (企業内転勤者)

① 申請条件

L ビザは企業内転勤者ビザと呼ばれ、国際企業の従業員が米国内の親会社、支社、系列会社、子会社へ転勤する場合に該当します。L ビザの申請資格を満たすには、直近 3 年のうち、1 年以上を米国外の会社で管理職・重役・専門技術職に就いている必要があります。また、渡米後も米国の会社で重役・管理職・専門技術職に就く必要があります。

ビザの種類は職位によって異なり、重役・管理職は「L-1A」、専門技術職「L-1B」が該当します。

注意事項

L-1 ビザは E ビザのように申請者や会社に対する国籍要件がないので、日本企業ではない会社や他国籍のビザ申請者でも要件を満たせます。

② 申請方法・ビザ取得までの流れ

最寄りの米国大使館・領事館でビザを申請する前に、移民局へ請願書 (I-129) を申請し、許可を得る必要があります。移民局の審査期間は約 3~6 カ月を要し、特急申請 (2,965 ドルの追加料金) を利用した場合、審査期間が 15 営業日に短縮されます。ただし、移民局から審査に関する追加要請が届いた場合は、審査期間が長引きます。請願書が許可されると I-797 認可証が送付されますので、ビザ申請者は最寄りの米国大使館・領事館に認可証を持参しビザ面接を受けます。問題がなければ約 1~2 週間程度でビザが発給されます。

注意事項

ブランケット L プログラム (下記⑤参照) を通して L ビザを申請する場合、移民局への事前申請は不要であり、直接、最寄りの米国大使館・領事館でビザの申請ができます。

③ ビザの期限・滞在期間

L ビザの有効期限は 5 年となりますが、初回移民局から発行される I-797 認可証の有効期限は 3 年間となります。そのため、3 年経過前に移民局に次回 2 年間の滞在延長申請を行う必要があります。

注意事項

L ビザの有効期限は 5 年ですが、初回移民局が発行する I-797 認可証は 3 年の有効期限であるため、L ビザの期限と I-797 の期限を管理する必要があります。L ビザが有効であっても、I-797 の有効期限が迫っている場合は移民局へ滞在延長を申請し、新しい I-797 認可証を取得する必要があります。また、入国の際には有効な L ビザに加えて、有効な I-797 認可証も掲示する必要があります。

L ビザには滞在期間にリミットがあり、L-1A の場合は最長 7 年 (3 年、2 年、2 年)、L-1B の場合は最長 5 年 (3 年、2 年) まで滞在することが出来ます。

ただし、設立 1 年未満の新設会社の場合に限り、初回の滞在期間は 1 年となります (下記④参照)。

④ 新設会社用の特別枠 (New Office L-1)

新設会社 (ビジネス開始から 1 年未満) の場合、新しく設立された米国内の支社・子会社・関連会社が、米国で事業を運営することを前提に L ビザの取得が可能です。実際に運営開始前の会社であっても、赴任者を受け入れる準備が整っていることを証明することによって、まずは 1 年の滞在期間が与えられます (例として、支社・法人の設立、オフィススペースの確保、ビジネスプラン、人事計画、資金の調達等が求められます)。1 年後に米国での事業拡大を証明することによって (例として、財務諸表や実態のあるビジネス、現地雇用などの証明)、2 年ごとに滞在の延長が可能です。

****Eビザとの比較ポイント****

スタートアップ企業がLビザを申請する場合、Eビザと最も異なる点は、事業運営を開始する前でも申請が可能であることです。つまり、ビザ申請時点でまだ事業が開始されておらず、売上や従業員がいない状態であっても、赴任者を受け入れるための準備が整っていることを証明できれば、許可を取得することが可能です。

⑤ ブランケットLプログラム

多数の企業内転勤者がいる会社は、ブランケットLプログラムを活用することができるとは限りません。ブランケットLとは、米国外から米国内への転勤をすみやかに行うためのLビザ申請方法です。ブランケットLを利用するには、まず、移民局へブランケット包括請願書(I-129)を申請し、法人登録手続きをし、グループ会社としてI-797認可証を取得します。その後、各ビザ申請者は、移民局への請願書申請が省略され、直接、最寄りの米国大使館・領事館でブランケットLビザの申請ができます。

ブランケットLの条件は、以下のとおりです。

- (1) 申請主体である米国法人と、グループ企業として列挙される親会社、子会社、支店、関連会社が、通商またはサービスに従事していること。
- (2) 申請主体である米国法人は、米国で1年以上ビジネス活動をしているオフィスを維持していること。
- (3) 申請主体である米国法人は、少なくとも三つ以上の支社、子会社、関連企業を米国内または国外に維持していること。
- (4) 下記のいずれか一つを満たすこと。
 - a. 申請主体である米国法人または申請書類に記載されたアメリカの子会社、支店、関連会社（以下、アメリカの関連会社）は、申請時点から遡り12カ月以内に10以上のLビザの承認を受けていること。
 - b. 申請主体である米国法人とアメリカの関連会社の米国事業全体の売上総額が年間2,500万ドル（US\$25 million）であること。または
 - c. 米国内の全従業員数が、1,000人以上であること。

2.4 H-1Bビザ（専門職）

① 申請条件

H-1Bビザは、専門職に就くことを目的として渡米する方に適切なビザです。ビザ申請者は、4年制大学の学位保持者またはそれに相当する職務経験者で、その学位、職務経験に関連する特定分野の高度な専門知識を必要としている職種に限られます（例：会計学の学士号を取得した会計士、工学部の学士号を取得したエンジニアなど）。

注意事項

米国雇用者はH-1B就労者に対し、平均給与（Prevailing Wage・地域の労働者に支給されている平均給与額）、または実質給与（Actual Wage・同職

の従業員に実際支給されている給与額) のいずれか高い方の給与を支払う義務があります。

② 申請方法・ビザ取得までの流れ

最寄りの米国大使館・領事館でビザを申請する前に、移民局へ請願書 (I-129) を申請し、許可を得る必要があります。移民局の審査期間は平均で 3~6 カ月程度を要しますが、特急申請 (2,965 ドルの追加料金) を利用した場合、審査期間が 15 営業日に短縮されます。ただし、移民局から審査に関する追加要請が届いた場合は、審査が長引きます。請願書が許可されると I-797 認可証が送付されますので、ビザ申請者は最寄りの米国大使館・領事館に認可証を持参し面接を受けます。問題がなければ約 1~2 週間程度でビザが発給されます。

注意事項

H-1B 新規ビザ申請の電子登録・抽選制度

H-1B 新規ビザ申請は年間発給枠が設定されており、抽選制となっています。通常、毎年 3 月に移民局のウェブサイトにおいて、雇用者が H-1B 新規ビザ申請者の電子登録を行います。これにより、電子登録を行った H-1B 新規ビザ申請者の中から抽選が行われ、当選者のみが同年 4 月から指定された期間内に請願書 (I-129) を提出することができます。申請が認可された場合、同年 10 月 1 日より雇用を開始することができます。

近年、H-1B 制度にはいくつかの重要な変更が行われています。

(1) H-1B 新規ビザ申請に 10 万ドルの追加支払い

2025 年 9 月に発表された大統領令により、新規 H-1B 請願書には追加で 10 万ドルの支払いを求める制度が導入されました。ただし、この制度は既に承認されている H-1B ビザや、既存の H-1B 就労者には適用されません。

(2) 高技能・高給与者を優先する抽選制度

2026 年 2 月に施行された H-1B 抽選の新制度により、より高い技能や給与水準の申請者が選ばれやすくなるウェイト付け抽選(Weighted selection)制度が導入されました。

③ ビザの期限・滞在期間

H-1B ビザの有効期限は当初 3 年間で、ビザの延長は最長 6 年まで可能です。ただし、永住権 (グリーンカード) の申請がある程度まで進んでいる場合は、6 年以降の延長が可能な場合もあります。

3. 入国手続き

ビザは米国への入国を保証するものではありません。米国へ入国する際に、米国税関・国境取締局 (Customs and Border Protection : CBP) が米国入国の可否を決定し、渡航者の滞在期間を決定する権限を持ちます。

3.1 I-94

I-94 は渡航者の情報やビザカテゴリー、滞在期間などを記した入国記録です。2013年5月以降、例外を除いて I-94 は電子化されました。入国時、CBP 入国審査官は訪問者のパスポートをコンピューターで読み取り、電子版の I-94 を作成します。最近主要な空港の入国審査では、パスポートに入国スタンプが押されなくなっています。

注意事項

米国における18歳以上の外国人は、合法的な滞在を証明する登録証明書 (I-94、就労許可証 (EAD)、グリーンカード等) を常時携帯する義務があります。また、I-9 就労資格証明書の提出、あるいはソーシャル・セキュリティ番号や運転免許証の申請時など、さまざまな理由で紙媒体の I-94 の提出が必要な場合があります。紙媒体の I-94 が必要な場合は、CBP の [ウェブサイト](http://www.cbp.gov) (i94.cbp.dhs.gov/I94/#/home) からダウンロードが可能です。必要に応じてウェブサイトから印刷をしてください。また、I-94 に記録されているビザステータスや滞在期限に誤りがないよう、内容の確認は重要です。

I-94 フォームのサンプル

U.S. Customs and Border Protection Securing America's Borders	
Get I-94 Number	I-94 FAQ
Admission (I-94) Number Retrieval	
Admission (I-94) Record Number: 6900888062	
Admit Until Date (MM/DD/YYYY): 10/10/2012	
Details provided on Admission(I-94) form:	
Family Name:	LI
First (Given) Name:	LYDIA
Birth Date (MM/DD/YYYY):	01/01/1990
Passport Number:	P123123213
Passport Country of Issuance:	Mexico
Date of Entry (MM/DD/YYYY):	04/11/2012
Class of Admission:	B1

出所：移民局

(uscis.gov/i-9-central/form-i-94)

3.2 ビザと滞在期間 (I-94) の関係

ビザ (査証) の有効期間と滞在期間 (I-94 期限) は一致するものではないので、期限の管理には注意が必要です。ビザ (査証) は、米国への入国を許可するものであり、滞在期間 (I-94 期限) は、入国の審査手続きの際、入国審査官により決定される米国内での滞在期間です。つまり、ビザ (査証) の有効期間は米国に合法的に滞在することができる期間ではなく、米国への渡航が可能な期間です。滞在期間 (I-94 期限) は入国審査官が入国の審査手続きの際に決定するため、ビザ (査証) の有効期限が切れても、滞在期間 (I-94 期限) が有効な限りは米国に継

続して滞在が可能です。また、ビザ（査証）が有効であっても滞在期間（I-94 期限）が迫っている場合は、米国を出国するか、あるいは滞在延長の手続きが必要です。

注意事項

I-94 に記載されている滞在期間を 1 日でも超過してしまうと、不法滞在（overstay・unauthorized stay）として記録され、今後のビザ・ESTA 申請や渡米に影響されてしまうので、くれぐれも注意が必要です。また、不法滞在期間が継続して 180 日を超えると 3 年間の入国拒否が適応され、不法滞在期間が 365 日を超えると 10 年間の入国拒否が適応されますので、出国後、暫く米国に入国できません。

4. 入国後の手続き

4.1 社会保障番号の申請

社会保障番号（Social Security Number、以下「SSN」）とは、米国市民・永住者・外国人就労者に対して発行される 9 桁の個人情報番号です。もともとは社会保障を受けるための登録番号でしたが、近年は納税者番号、身分登録番号としても使われており、運転免許証の取得、銀行口座の開設などの際に必要とされます。外国人の場合、就労が許可されたビザで米国に滞在する者のみが SSN を取得できます。

SSN を取得するには、渡米後、最寄りの社会保障局（Social Security Administration、以下「SSA」）に出向いて [SS-5 Form](https://ssa.gov/forms/ss-5.pdf) (ssa.gov/forms/ss-5.pdf) を申請します。申請から通常、数週間程度で SSN が発行されます。

注意事項

社会保障局は、移民局のデータベースで申請者のビザステータスを確認した上で SSN を発行しているので、入国直後はまだデータベースに最新のビザ情報が反映されていないことが多くあります。従って、入国から数週間後の SSN 申請をお勧めします。

注意事項

就労が許可されたビザを保持していない同伴家族には SSN は発行されませんが、代わりに ITIN（Individual Tax Identification Number）の取得が可能です。ITIN を取得するには、[Form W-7](https://irs.gov/pub/irs-pdf/fw7.pdf) (irs.gov/pub/irs-pdf/fw7.pdf) と連邦の納税申告書を米国国税庁（Internal Revenue Service : IRS）に提出します。

4.2 運転免許証の申請

米国の運転免許証は、各州の陸運局で発行されます。運転免許証のタイプやその具体的な申請方法や必要書類は各州により異なりますが、外国人の場合、多くの州で合法的なビザステータスの証明が求められています。ニューヨーク州の場合、最寄りの陸運局（Department of Motor Vehicles : DMV）で申請を行い、所定のプロセスを経て、免許証が発行されます。

ニューヨーク州の運転免許証のサンプル



出所：ニューヨーク州陸運局

(dmv.ny.gov/id-card/sample-photo-documents)

4.3 就労者の同伴家族

就労者に同行する配偶者および未成年の子供（21歳未満）は、就労者と共に米国に滞在することを目的として同伴家族用のビザを取得することができます。例として、各就労ビザの同伴家族には次の種類のビザが発給されます。

- E-1/E-2 就労者⇒E-1/E-2 同伴家族
- L-1A/L-1B 就労者⇒L-2 同伴家族
- H-1B 就労者⇒H-4 同伴家族

注意事項

就労者の配偶者や子供は米国の学校で就学することができるので、学生ビザ等の申請は必要とされていません。

配偶者の労働許可

LおよびEビザ就労者の配偶者は、有効なLおよびEビザステータスをもとに米国内で就労が認められています。入国時に発行される配偶者の I-94 Class of Admission にビザのカテゴリーに応じて“L2S”“E1S”“E2S”と表記があり、こちらの I-94 が就労資格の証明となります。2022年1月30日以降、Employment Authorization Document (EAD) 取得の必要はなくなりましたが、希望する場合は移民局に EAD を申請することは可能です。子供は就労ができる年齢であっても、米国内で就労することはできません。

L ビザ就労者の配偶者 I-94 フォームのサンプル



Most Recent I-94

Admission (I-94) Record Number : [REDACTED]
Most Recent Date of Entry: 2023 December 10
Class of Admission : L2S
Admit Until Date : 01/15/2026
Details provided on the I-94 Information form:

Last/Surname : [REDACTED]
First (Given) Name : [REDACTED]
Birth Date : [REDACTED]
Document Number : [REDACTED]
Country of Citizenship : [REDACTED]

出所 : RBL Partners, PLLC 作成

4.4 外国人登録義務

14 歳以上の外国人で、30 日以上米国に滞在している方のうち、米国ビザ取得時または入国審査時に外国人登録や指紋採取が行われていない場合は、外国人登録を行う義務があります。ビザ取得時や米国への入国時に指紋採取を行い、I-94 が発行されている方は、改めての外国人登録は不要です。ただし、米国内で 14 歳の誕生日を迎える子供は、誕生日から 30 日以内に外国人登録が必要です。詳細は、移民局の外国人登録に関する [ウェブサイト](#) をご確認ください。

4.5 住所変更届 (AR-11)

米国内で転居した場合は、転居後 10 日以内に指定の書式 (Form AR-11) にて、移民局へ転居通知を提出する義務があります。この手続きは、移民局の [ウェブサイト](#) を通してオンラインで申請が可能です。

5. よくある質問 (Q&A)

Q. ESTAなしで渡米するとどうなりますか？

A. ビザウェーバーで渡米するすべての渡航者はESTAの申請を行う必要があります。ESTA承認を取得していないビザウェーバーの渡航者は、米国行き航空会社により搭乗を拒否されます。搭乗が許可された場合でも、米国通関手続きで入国に大幅な遅れが生じることや、最悪のケースですと入国拒否となる可能性もあります。ビザウェーバーで渡米される予定がある方は、少なくとも渡米日の72時間以上前にESTAの申請をすることを強くお勧めします。

Q. ビザウェーバーやB-1ビザ（短期商用）で渡米し、米国からの報酬を伴う活動を行うことはできますか？

A. ビザウェーバーやB-1ビザ（短期商用）では米国内での就労は一切認められていません。米国を源泉とする報酬を伴う活動は、ビザウェーバーやB-1ビザ（短期商用）では行えず、入国拒否になる可能性があります。ビザウェーバーやB-1ビザ（短期商用）で渡米する場合は入国目的・活動内容を十分に注意する必要があります。

Q. これから米国で法人設立を行うにあたり、ビザウェーバーやB-1ビザ（短期商用）にてどこまでの準備が可能でしょうか？また、その際に留意すべき点がありますか？

A. 米国での法人設立に関しては、ビザウェーバー（ESTA）やB-1ビザ（短期商用）でも一定の準備行為を行うことは可能ですが、「就労」とみなされる行為は厳しく制限されています。例えば、法人の登記手続きや法人口座の開設、会計士・弁護士との打ち合わせ、また、事業開始前の準備としてのオフィスのリース契約や、市場調査、各種ミーティング・交渉などは、一般的に認められるケースが多いです。一方で、実務的なオペレーションに該当する活動は認められません。具体的には、商品・サービスの提供や営業活動、米国法人の日常的な業務管理などが該当します。これらは就労行為とみなされるため、適切な就労ビザを取得する必要があります。

企業の置かれている状況にもよって最適な対応は異なるため、具体的な判断については、移民法専門の弁護士にご相談いただくことをお勧めいたします。

Q. すべてのビザ申請者は、大使館まで面接に出向かなくてははいけませんか？

A. ほとんどの申請者は最寄りの大使館・領事館まで出向いて対面面接を受ける必要があります。ただし、いくつかの例外があり、次の申請者は、本人が出向く必要はなく、郵送でビザの申請が可能です。

- B-1、B-2、B-1/B-2、H-2A ビザを更新する申請者で、前回のビザが現在有効、または失効してから 12 カ月以内であり、その他の郵送申請の条件を満たす場合
- 外交・公用関係のビザを申請する場合（A1、A2（中央政府の業務の公用渡航者）、C3（中央政府の業務で乗り継ぎの中央政府職員）、G1、G2、G3、G4（国際機関に関連して渡航する中央政府職員、国際機関の職員等）

2025年以降の制度変更により、14歳未満・80歳以上の申請者の面接の免除制度は適用されなくなりました。また、初回ビザ申請者に対する広範な面接の免除制度も廃止されました。

郵送申請の各種条件は、米国国務省在日米国大使館・領事館の[ウェブサイト](https://ustraveldocs.com/jp/ja/renew-visa/) (ustraveldocs.com/jp/ja/renew-visa/) をご確認ください。

Q. 日本国籍以外のビザ申請者は、日本の米国大使館でビザ申請ができますか？

A. ビザ申請者は、居住国もしくは国籍を有する国の米国大使館でビザ申請を行う必要があります。日本国籍以外のビザ申請者で日本居住者の方は、在留カードもしくは特別永住者証明書のコピー（両面）の提出が必要です。

非移民ビザ申請各種条件は、米国国務省在日米国大使館・領事館の[ウェブサイト](https://ustraveldocs.com/jp/ja/renew-visa/) (ustraveldocs.com/jp/ja/renew-visa/) をご確認ください。

Q. 米国への入国許可に間違いがあった場合はどうしたらよいですか？

A. 米国入国許可に誤りがあった場合は、最寄りのCBP繰延検査所（CBP Deferred Inspection Site）または入国港に出向き、訂正をしてもらうこととなります。繰延検査所の一覧はCBPの[ウェブサイト](https://cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-sites) (cbp.gov/contact/ports/deferred-inspection-sites) をご確認ください。

Q. パスポートの有効期限は切れていますが、米国ビザはまだ有効です。新しいビザを申請する必要がありますか？

A. いいえ。ビザが有効で、損傷がなく、第一の渡航目的に応じたビザの場合、パスポート 2 冊（旧および新）を持って渡航することができます。また、結婚により氏名が変わった場合、両パスポートと結婚証明書を持って渡米することができます。

Q. 米国にいる間にビザの有効期限が切れます。問題がありますか？

A. いいえ。滞在中にビザの有効期限が切れても、米国到着の際に、入国審査官により発行された最新の滞在期間（I-94 の期限）まで米国に滞在することができます。

Q. ビザと I-797 認可証はまだ有効ですが、I-94 の期限が迫っています。問題はありますか？

A. はい、入国時にパスポートの期限がビザや I-797 の期限よりも短い場合、入国審査官は、I-94 の期限をパスポートの期限と一致させます。つまり、その I-94 期限までしか合法的に米国に滞在が認められていないので、それまでに出国するか、移民局へ I-94 滞在延長の申請を行う必要があります。

Q. 申請者の家族は、申請者本人と同時にビザを申請する必要がありますか？

A. いいえ、家族が申請者本人と同時にビザを申請する必要はありません。後日、申請が可能です。

Q. F-1 学生ビザ保持者として大学・大学院に在学しています。就労は可能ですか？

A. Optional Practical Training (以下「OPT」) を申請・取得すれば、専攻と直接関連のある職種において最長 12 か月の就労が可能となるトレーニング制度があります。フルタイムの学生として F-1 ビザステータスを維持し、One full academic year 在学後、OPT を申請することが可能です。OPT には 2 つのタイプがあります。

- Pre-completion OPT (在学中 OPT)
在学中に就労を行う場合は、Pre-completion OPT を申請することが可能です。Pre-completion OPT が認可されると、学期中は週 20 時間まで、学期外はフルタイムで就労することが可能です。
- Post-completion OPT (卒業後 OPT)
卒業後に就労を行う場合は、Post-completion OPT を申請することが可能です。就労は最低週 20 時間行わなければなりません。複数の会社での就労、個人事業主 (Self-Employed)、インターンシップ、無給ボランティアといった就労形態も認められています。なお在学中に Pre-completion OPT を使った場合、その時間は Post-completion OPT の期間から差し引かれます。

なお STEM (Science, Technology, Engineering, or Mathematics) の学位を取得した場合は 24 か月の STEM OPT 延長資格の可能性があり、STEM OPT 延長が可能となると、合計 36 か月の OPT 期間が認められることになります。

OPT 申請は移民局に対して行います。ただし OPT 申請前に学校において事前手続きが必要となるため、OPT 申請の際はまずは学校の DSO にお問合せください。